

魚津市建設工事競争入札参加資格者選定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市契約規則（平成29年魚津市規則第4号）第3条第1項及び第19条第1項の規定により、魚津市が発注する建設工事の請負契約の競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、入札参加資格審査の時期及び方法等について必要な事項を定める。

(入札参加者資格)

第2条 競争入札に参加できる者（以下「入札参加資格者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定により建設業の許可を受けているもの
- (2) 法第27条の23の規定に基づく経営に関する客観的事項の審査を受けているもの
- (3) 第6条の規定により建設工事競争入札参加資格者名簿に登載されたもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項に該当するもの
- (2) 魚津市請負工事執行適正化委員会運営要領（平成9年魚津市総第615号助役専決。以下「要領」という。）に基づく指名停止期間中のもの
- (3) 税を滞納しているもの
- (4) 第10条の規定により入札参加資格を抹消され、2年を経過しないもの
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続（以下「更正手続」という。）開始の申立てがなされているもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続（以下「再生手続」という。）開始の申立てがなされているもの及び更正手続開始の決定を受けたもの又は再生手続開始の決定を受けたものにあつては、再度の入札参加資格の認定を受けていないもの

(資格審査申請の時期及び方法)

第3条 競争入札に参加しようとする者は、建設工事入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 建設業許可証明書
- (2) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写）
- (3) 入札参加希望業種調書（様式第2号）
- (4) 補足的事項に関する申請書（様式第3号。市内に主たる営業所を有する者（以下「市内業者」という。）に限る。）
- (5) 工事経歴書（様式第4号）
- (6) 技術職員名簿（様式第5号。市内業者に限る。）
- (7) 技術職員以外の職員名簿（様式第6号。市内業者に限る。）
- (8) 保有機械器具調書（様式第7号）

- (9) 使用印鑑届出書（様式第8号）
 - (10) 委任状（様式第9号。入札、契約の締結並びに代金の請求及び受領等の権限を委任する場合に限る。）
 - (11) 入札代理人届（様式第10号。市内業者が入札代理人を定めた場合に限る。）
 - (12) 営業所一覧表（様式第11号）
 - (13) 登記事項証明書（法人が申請する場合）又は市区町村長が発行する身分証明書（個人が申請する場合）
 - (14) 納税証明書
 - (15) その他市長が必要と認める書類
- 2 競争入札に参加しようとする者は、申請書及び前条各号の添付書類を平成22年度及び同年度から起算して2の倍数の年度を経過したごとの年度（以下「定期受付年度」という。）の2月1日から2月末日まで（魚津市の休日を定める条例（平成元年魚津市条例第18号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）に市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の受付（以下「定期受付」という。）のほか、当該定期受付年度から起算して2年度経過後の2月15日まで（休日を除く。）の間、申請書を受け付ける（以下「随時受付」という。）。
- （入札参加資格の認定）
- 第4条 市長は、第3条及び第11条第2項により申請をした者について、魚津市請負工事執行適正化委員会規程（平成9年魚津市訓令第4号）に規定する魚津市請負工事執行適正化委員会（以下「委員会」という。）の審査結果に基づき入札参加資格を認定する。
- 2 市長は、前項の規定により入札参加資格を有すると認められた者のうち、市内業者にあつては、次の各号について審査し、審査結果に数値を付するものとする。
- (1) 客観的事項数値 法第27条の23及び同法第27条の29に規定する経営事項審査の総合評定値（入札参加資格の有効期間の開始日の前日から起算して1年7月以内の期間に含まれる営業年度の終了日における事実に基づき許可行政庁から通知がなされたもの）による。
 - (2) 補足的事項数値 次の各項目により算定された数値の合計とする。
 - ア 建設工事の種類別工事成績 定期受付年（随時受付にあつては、その申請により得られる入札参加資格について、第7条に規定する有効期間の満了日が同一となる定期受付年。）の前暦年2年間の市発注の工事成績の平均点をもとに、別表1による。
 - イ 工事表彰 定期受付年度及びその前年度における市内での工事で、富山県建設優良工事表彰の受賞者を対象とし、受賞した建設工事の種類において別表2による。
 - ウ 品質管理 資格審査申請日（以下「申請日」という。）において、公

益財団法人日本適合性認定協会（以下「J A B」という。）又は J A B と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証した I S O 9001（建設業に関連するものに限る。）を入札参加資格を得ようとする営業所において取得している者を対象とし、別表 3 による。

エ 地域・社会貢献

（ア） 除雪協力 定期受付年度及びその前年度に魚津市と除雪業務契約をしている者を対象とし、別表 4 による。

（イ） 災害協力 申請日において、魚津市地域防災計画に基づき市と締結した協定に参加している者を対象とし、別表 4 による。ただし、魚津市災害対策本部が設置される規模の災害発生時に、協力した業者には、同表の除雪協力数値を参考とし加点することができる。

（ウ） 消防団協力事業所の認定 申請日において、魚津市消防団協力事業所表示制度実施要綱（平成20年魚津市消防本部告示第1号）に基づき、消防団協力事業所の認定を受けている者を対象とし、別表 4 による。

（エ） 地域ボランティア活動状況 企業として定期受付開始日の直前 2 年間において、2 回以上地域ボランティア活動を継続的にを行っている者を対象とし、別表 4 による。

（オ） 環境への配慮 申請日において、J A B 若しくは J A B と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証した I S O 14001 又は一般財団法人持続性推進機構が認証・登録したエコアクション21を、入札参加資格を得ようとする営業所において取得している者を対象とし、別表 4 による。

（カ） 障害者雇用 申請日において、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する障害者の雇用義務があり、法定雇用率を満たす数以上の障害者を雇用している者及び障害者の雇用義務はないが、1名以上雇用している者を対象とし、別表 4 による。

オ 信用状況 定期受付年度の前 2 年度において（ア）及び（イ）のいずれかに該当する場合は、次のとおりとする。

（ア） 書面又は口頭による警告又は注意及び指名停止 魚津市建設工事等指名停止基準に基づく書面又は口頭による警告又は注意及び指名停止の措置を受けた者を対象とし、別表 5 による。

（イ） 指示又は営業の停止 国土交通大臣又は都道府県知事から、法に基づき、指示を受け、又は営業の停止を命ぜられた者を対象とし、1 回につき 30 点を減ずる。

3 前項の規定により算出された客観的事項数値及び補足的事項数値の合計により、法第2条第1項別表第1に基づく建設工事の種類ごとに総合数値を算出する。

(格付)

第5条 総合数値を算出したもののうち、土木工事、建築工事及び管工事については、申請者の数及び発注工事の規模別件数等を勘案し、競争性の確保を考慮して工事の種類別に委員会において格付を行うものとする。

(建設工事競争入札参加資格者名簿)

第6条 市長は、前2条の規定により入札参加資格を有すると認めた者については、建設工事競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載し、公表するとともに、申請者に対して資格の有無及び等級(工事の種類別格付を行ったものに限る。)を通知する。

(入札参加資格の有効期間)

第7条 入札参加資格の有効期間は、定期受付にあっては定期受付年度の翌年度の4月1日から次の定期受付年度の3月31日までとし、随時受付にあっては資格者名簿に登載された日から次の定期受付年度の3月31日までとする。

(営業の譲渡又は相続)

第8条 入札参加資格者から当該営業の全部若しくは一部を譲り受けた者又は入札参加資格者の死亡により当該営業の一切を相続した者は、建設工事入札参加資格(譲受、相続)審査申請書(様式第12号)に、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 営業の全部又は一部を譲り受け、若しくは相続したことを証する書面
- (2) 第3条第1項各号に掲げる書類

2 前項の申請があったときは、随時に第4条の規定により審査し、資格者名簿に登載するとともに、その結果を申請者に通知する。

3 前項の措置に係る入札参加資格の有効期間は、譲渡人又は被相続人の有していた有効期間の残期間とする。

(変更の届出)

第9条 入札参加資格者は、次に掲げる事項について変更があったときは、速やかに入札参加資格変更届出書(様式第13号)を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称及び所在地
- (2) 受任先営業所の名称及び所在地
- (3) 法人又は共同企業体の代表者の氏名
- (4) 受任者の氏名
- (5) 使用印鑑
- (6) 電話番号及びFAX番号
- (7) その他市長が必要と認める事項

(入札参加資格の抹消又は格付の降級)

第10条 市長は、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当する場合は、

その者を資格者名簿から抹消し、又は格付を降級することができる。

- (1) 第2条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 申請書及び添付書類に事実と異なる事項を記載したとき。
- (4) 前条に規定する変更の届出をしなかったとき。

(共同企業体の特例)

第11条 魚津市建設工事共同企業体取扱要領（平成12年魚津市財第117号通知）に定める共同企業体においては、建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第14号）に、次に掲げる書類を添付して申請しなければならない。

- (1) 建設工事共同企業体協定書
- (2) 構成員の第3条第1項第2号及び同条同項第13号から15号までに掲げる書類
- (3) 使用印鑑届出書（様式第15号）

2 前項に規定する申請書の提出期間は、第3条第2項及び同条第3項の規定を準用する（市長が必要と認める場合は、この限りではない。）。この場合においては、第7条の規定は適用しない。

3 共同企業体(特定の工事を対象に結成されたものを除く。)の資格審査は、第4条及び第5条の規定に準じて、別に定めるところにより行う。

4 共同企業体の構成員が第10条の各号のいずれかに該当したときは、当該共同企業体は、同条の規定の適用を受けるものとし、共同企業体が同条の各号のいずれかに該当したときは、当該共同企業体の構成員について同様とする。

附 則（平成22年12月28日魚津市告示第109号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成23年1月4日から施行する。
(建設工事の指名競争入札に参加するものに必要な資格等についての廃止)
- 2 建設工事の指名競争入札に参加するものに必要な資格等について（平成8年魚津市告示第79号）は、廃止する。

附 則（平成23年3月30日魚津市告示第43号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成26年2月24日魚津市告示第7号）

この告示は、平成27年2月1日から施行する。

附 則（平成28年11月24日魚津市告示第135号）

この告示は、平成29年2月1日から施行する。

附 則（平成30年3月12日魚津市告示第32号）

この告示は、平成30年3月12日から施行する。

別表1（第4条関係） 種類別工事成績数値

平均点数(過去2年間)	配点
65点以上	(工事成績平均点数-65点)×5により算出した数値 (上限を100点とする。)
65点未満	(工事成績平均点数-65点)×5により算出した数値 (下限を-50点とする。)

別表2（第4条関係） 工事表彰数値

区分		配点
本庁所管	知事賞	20
	部長賞	15
新川土木センター管内及び 新川農林振興センター管内	最優秀賞	15
	優秀賞	10
	良賞	5

備考 2年間で加点することの出来る数値の上限は20点とする。

別表3（第4条関係） 品質管理数値

加点要件	配点
ISO9001認証を取得している。	5

別表4(第4条関係) 地域・社会貢献数値

種類	加点要件	配点	
除雪協力	機械及びオペレーターを提供している。	1年につき30	
	オペレーターのみ提供している。	1年につき10	
災害協力	魚津市地域防災計画に基づき市と締結した協定に参加している。	5	
消防団協力事業所	魚津市消防団協力事業所の認定を受けている。	10	
地域ボランティア活動	企業として地域ボランティア活動を継続的に行っている (2年間に2回以上)	2回以上活動実績がある。	5
		上記に比べ極めて活発に活動している。	10
環境への配慮	ISO14001認証又はエコアクション21認証・登録を取得している。	5	
障害者雇用	障害者の雇用義務があり、法定雇用率を満たす数以上の障害者を雇用している。	5	
	障害者の雇用義務はないが、障害者を1名以上雇用している。		

別表 5（第 4 条関係） 信用状況数値

減点要件	配点
書面又は口頭による警告・注意（適正化委員会の審議による。）	-10
1回の指名停止期間が1か月以内	-20
1回の指名停止期間が1か月を超え2か月以内	-30
1回の指名停止期間が2か月を超え3か月以内	-40
1回の指名停止期間が3か月を超える場合	-50

備考 事故発生的に適応するのではなく、次回定期受付時に反映する。